

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第40号

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

基本使用料及び従量使用料は、次の表の左欄に掲げる区分及び従量使用料にあつては使用者が下水道に排出した汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、1 月についてそれぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

区分	基本使用料	従量使用料	
		汚水排出量	額（1 立方メートル当たり）
一般汚水	690 円	10立方メートル以下の分 11立方メートル以上20立方	10円

		メートル以下の分	95円
		21立方メートル以上30立方メートル以下の分	175 円
		31立方メートル以上50立方メートル以下の分	195 円
		51立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	220 円
		101 立方メートル以上 300 立方メートル以下の分	250 円
		301 立方メートル以上の分	260 円
公衆浴場汚水	690 円	10立方メートル以下の分	10円
		11立方メートル以上の分	40円

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場（管理者が定めるものに限る。）から排出された汚水をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市下水道条例第16条第 1 項及び第 2 項の規定は、令和 7 年10月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる施行日以後最初の 1 月間に係る下水道使用料をいう。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例による。

（名古屋市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成11年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。